

2013年8月5日

会計基準研究会 に望むこと



～ 民間非営利活動推進センター～
理事長 太田達男

いわゆる平成20年公益法人会計基準について (公法協の評価)

- 1 法制上の遵守基準と融合した精緻な会計基準
- 2 遵守基準を精査する立場の行政にとっては便利な会計基準
- 3 しかし、計算書類を作成する公益法人及びこれを読覧する一般国民にとっては理解が容易ではない会計基準

(参考) **公法協ウェブアンケート**
(平成25年6月～7月実施)

質問9：公益法人は、事実上「平成20年公益法人会計基準」に則って会計処理を行うこととなっているが、同基準について、何らかの不都合がありますか。

1. 不都合は感じていない	841	51.8%
2. 不都合を感じている	499	30.7%
3. わからない	283	17.4%

発信先件数 6,710

回答件数 1,623

自由記入欄 コメント件数 425件
(別紙ご参照)

本研究会で特に検討していただきたいこと

- 1 法令上の要請と会計基準の関係を整理すること
例：区分経理、各種の定義からなる会計・資産区分、拘束・非拘束の会計原則及びそれらの収益・費用配賦、資金移動の制約など
- 2 法令上の要請と会計基準の分離可能性を検討すること
- 3 小規模法人の負担を軽減する会計上の対策を検討すること
- 4 資金収支ベースと損益ベースの調和の可能性を検討すること
- 5 今後の公益法人会計基準の設定主体を検討すること
- 6 予算制度・財産目録など会計に隣接する公益認定法独自の制度について妥当性を検討すること
- 7 定期提出書類について、会計に関連する部分の要式を再検討すること

本研究会の運営について

- 1 公益法人実務家の関与をお願いしたい
- 2 審議の公開をお願いしたい